

函 都 第 77 号
令和 2 年 1 月 24 日

関東経済産業局長 殿

函南町長 仁科 喜世志



事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）における遵守事項及び
努力義務を怠っていると考えられる事項についての情報提供

下記函南町軽井沢地区における大規模太陽光発電設備設置事業において、資源エネルギー庁作成の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に遵守事項及び努力義務として記載されている事項について、それを怠っていると考えられる事項がありますので、別添のとおり情報提供させていただきます。

なお、町はこの事業につきましては、土地利用事前協議において令和元年 5 月 30 日付で不同意としております。

記

事業者 施設設置者 住所 東京都港区赤坂 2 丁目 16 番 8 号
氏名 株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表取締役 原田秀雄

売電事業者 住所 愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 20-31
氏名 株式会社トーエネック
代表取締役 大野智彦

設備 ID AD36038C22

施行場所 静岡県田方郡函南町軽井沢字駒嶽 342-1 他 54 筆

担当：静岡県田方郡函南町建設経済部都市計画課

TEL：055-979-8117

FAX：055-979-8146

Mail：toshikei@town.kannami.lg.jp

【別添】

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）における遵守事項及び努力義務を怠っていると考えられる事項

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

②「関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び条例の規定を遵守すること」

令和元年10月1日の「函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行に伴い、事業者に対しては、10月1日付文書で、同条例附則の経過措置により同条例第9条第1項及び同条例施行規則第4条第1項の届出を速やかに提出するよう求めておりましたが、2か月経過しましても届出が提出されないため、12月10日付文書で12月27日までに提出するよう再度求めましたが、現在、届出は提出されておられません。なお、両者からは12月25日及び26日に条例解釈に関する照会文書の提出がありました。

③「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること」

函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「土地利用指導要綱」）第6条の承認の申請では「土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、土地利用事業承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。」とあるにも関わらず、事業者は、町の土地利用承認以前の平成30年10月31日に、静岡県東部農林事務所へ林地開発許可を申請し、静岡県は令和元年7月8日に林地開発許可申請を許可しています。

町は、平成30年12月25日に土地利用事業事前協議書を受理し、事前協議の中で地元自治会及び下流域の地区に対して事業内容を十分説明し、理解を得るよう努めるよう指導をしておりましたが、災害発生の懸念等から地元自治会等の理解や合意形成を確認することができず、令和元年5月30日付で土地利用事前協議は同意しないことを事業者に通知しています。

2. 地域との関係構築

②「地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」

排水先である柿沢川の下流域にある地区で構成する柿沢川治水組合から函南町議会へ建設計画について不同意の決議を求める請願書が提出され、町長には

住民の安心・安全を確保するための対応を求める旨の陳情書が提出されました。

また、地元区である函南町軽井沢区からは函南町議会へ建設計画反対の決議などを求める請願書が提出され、函南町議会は、令和元年10月4日に軽井沢地区におけるメガソーラー建設計画に対する反対決議が全会一致で可決しています。

なお、静岡県が付した林地開発許可条件には、周辺や下流域の住民等の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺や下流域の住民等の理解が得られるよう努めることとあります。

このように地元地域からは反対の声が上がり、静岡県からも条件を付されているにも関わらず、事業者は、土地利用事前協議にて同意しないこととした旨を通知（令和元年5月30日付）して以降、地域住民への説明会等は令和元年12月16日に地元自治会からの強い要望により株式会社トーエネックとの話し合いがされたにすぎません。株式会社ブルーキャピタルマネジメントは、住民主権の集会への参加要請があるにもかかわらず、それに応えていないと伺っております。

また、令和元年10月1日施行の函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第4条（事業者の責務）第1項では、地元自治会等に対して事業に係る計画内容、維持管理の方法等について説明し良好な関係を保持するよう努めるものとするとしてあり、同条第4項では、苦情等があった場合は理解が得られるよう誠実な対応に努めるものとなっております。